

教育課程特例校指定申請書（新規）

記

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関名等を入力してください。

設置者の別

公立

管理機関名（上段はふりがな）

たちかわしきょういくいいんかい

立川市教育委員会

都道府県教育委員会名

東京都教育委員会

2 特別の教育課程を適用する学校種を選択してください。

小学校

3 特別の教育課程を開始する年度を確認の上、チェックを付してください。

☒ 開始年度： 令和 4 年度

4 特別の教育課程の概要について、以下から選択してください。（複数の類型を併せて行う場合は、複数選択してください。）

☒ 既存教科等の組み換えによる独自の教科等の新設（※国際バカロレアの教育プログラムによるものを含む。）

→①新設教科等名及びその目標・内容を簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

新設教科等名は、「立川市民科」であり、育成する資質・能力は、「コミュニケーション力・協働力」「課題解決力・社会参画力」「キャリアを見つめ、考える力」「多様性を尊重し、まちを大切にしようとする思い」「情報活用力・メディアリテラシー」である。「立川市民科」の内容は、地域に根ざした探究的な学習であり、地域を知り、関わる中で、地域を大切にする思いを育み、世界を見つめ、新たな未来を拓いていく力を身に付けさせるとともに、多様な方々と力を合わせて「よりよい社会」づくりに主体的に参画しようとする市民性を育成する。

→②内容を削減する既存教科等について、削減の理由及び当該教科等で削減した内容を教育課程上どのように補完するのかを簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

小学校第 1 学年及び第 2 学年における生活科を15時間、小学校第 3 学年から第 6 学年については総合的な学習の時間を 3 0 時間削減及び特別活動を 5 時間削減する。地域に根ざした探究的な学習等を通して、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民性を育む学習を行うことにより、削減する生活科、特別活動及び総合的な学習の時間の指導内容を補う。

☐ 英語による教育（いわゆるイマージョン教育）☐ その他

5 地域や学校の特色と、その特色を活かして特別の教育課程を編成して教育を行う理由を記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

本市では、家庭・地域・大学・事業所等との連携による開かれた学校教育を目指しており、この一環として平成27年度から、地域とのかかわりを大切にする探究的な学習「立川市民科」の取り組みを進めてきた。また、平成31年度からは、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域とともにある学校づくりを地域の方々とともに協働して進め、地域活性にも寄与しているところである。このような本市の地域特性を生かした、地域に根ざした探究的な学習をより深め、地域の思いを未来につなげる本市の教育の柱として持続可能な学びとするためには、特別な教育課程を編成して教育を展開する必要がある。

6 特別の教育課程を編成する際の各教科等の授業時数を別紙1-1の教育課程表に入力してください。

7 特別の教育課程を編成する学校の一覧を別紙2に入力してください。

8 以下①～⑦の各項目について、それぞれ要件を満たしていることを確認し、チェックを付してください。

(1) 各学校の同意

- ① ☒ 特別の教育課程を編成することについて、7の各学校の同意を得ている。

(2) 児童生徒の教育上適切な配慮

- ② ☒ 特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する各学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ③ ☒ 特別の教育課程において、学習指導要領において全ての児童生徒に履修させる内容として定められている事項が適切に取り扱われていることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ④ ☒ 特別の教育課程について、児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ⑤ ☒ 特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ⑥ ☒ 特別の教育課程において、②～⑤までに記載するものの他、児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。

(3) 実施要項記載事項の確認

- ⑦ ☒ 教育課程特例校制度実施要項に記載の事項について、7の各学校及び立川市教育委員会において確認済である。

9 教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況の報告等に関する以下①～④の各項目について、それぞれ確認し、チェックを付してください。

- ① ☒ 7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
- ② ☒ 7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、①の評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
- ③ ☒ 特別の教育課程の内容について、7の各学校のウェブサイト（学校のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続する予定である。
【令和4年4月30日までに公表し、令和4年5月31日までに文部科学省に報告すること。】
- ④ ☒ 立川市教育委員会は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度、その結果を、当該管理機関等のウェブサイト（当該機関のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表するとともに、文部科学省に報告する予定である。

【様式１】別紙１－１ 教育課程表（小学校及び義務教育学校前期課程）

授業時数を変更する教科等について、黄色背景セルの値を修正してください。

学年		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
合計		850 (850) 0	910 (910) 0	980 (980) 0	1015 (1015) 0	1015 (1015) 0	1015 (1015) 0
各教科の授業時数	国語	306 (306) 0	315 (315) 0	245 (245) 0	245 (245) 0	175 (175) 0	175 (175) 0
	社会	－	－	70 (70) 0	90 (90) 0	100 (100) 0	105 (105) 0
	算数	136 (136) 0	175 (175) 0	175 (175) 0	175 (175) 0	175 (175) 0	175 (175) 0
	理科	－	－	90 (90) 0	105 (105) 0	105 (105) 0	105 (105) 0
	生活	87 (102) -15	90 (105) -15	－	－	－	－
	音楽	68 (68) 0	70 (70) 0	60 (60) 0	60 (60) 0	50 (50) 0	50 (50) 0
	図画工作	68 (68) 0	70 (70) 0	60 (60) 0	60 (60) 0	50 (50) 0	50 (50) 0
	家庭	－	－	－	－	60 (60) 0	55 (55) 0
	体育	102 (102) 0	105 (105) 0	105 (105) 0	105 (105) 0	90 (90) 0	90 (90) 0
	外国語	－	－	－	－	70 (70) 0	70 (70) 0
特別の教科である道徳の授業時数		34 (34) 0	35 (35) 0	35 (35) 0	35 (35) 0	35 (35) 0	35 (35) 0
外国語活動の授業時数		－	－	35 (35) 0	35 (35) 0	－	－
総合的な学習の時間の授業時数		－	－	40 (70) -30	40 (70) -30	40 (70) -30	40 (70) -30
特別活動の授業時数		34 (34) 0	35 (35) 0	30 (35) -5	30 (35) -5	30 (35) -5	30 (35) -5
立川市民科		15	15	35	35	35	35

上段…変更後の授業時数
中段…学校教育法施行規則に定める標準授業時数
下段…授業時数の増減

【エラーチェック】

別紙１－１にエラーはありませんが、誤りがないか再度確認してください。

←新設教科等を設けている場合、名称及び各学年の授業時数を記載してください。

←新設教科等を2つ以上設けている場合、名称及び各学年の授業時数を記載してください。

【様式 1】別紙 2 特別の教育課程を編成する学校の一覧

- ・ 1行あたり1校ずつ入力してください。
- ・ 全て正式名称で入力してください。（例. ○○市立○○小学校、○○組合立○○中学校、○○村立○○小学校
○○分校、私立○○学園中等部、○○大学教育学部附属○○義務教育学校）

[illegible]

教育課程特例校指定申請書（新規）

記

1 特別の教育課程を編成・実施する学校の管理機関名等を入力してください。

設置者の別

公立

管理機関名（上段はふりがな）

たちかわしきょういくいいんかい

立川市教育委員会

都道府県教育委員会名

東京都教育委員会

2 特別の教育課程を適用する学校種を選択してください。

中学校

3 特別の教育課程を開始する年度を確認の上、チェックを付してください。

☒ 開始年度： 令和 4 年度

4 特別の教育課程の概要について、以下から選択してください。（複数の類型を併せて行う場合は、複数選択してください。）

☒ 既存教科等の組み換えによる独自の教科等の新設（※国際バカロレアの教育プログラムによるものを含む。）

→①新設教科等名及びその目標・内容を簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

新設教科等名は、「立川市民科」であり、育成する資質・能力は、「コミュニケーション力・協働力」「課題解決力・社会参画力」「キャリアを見つめ、考える力」「多様性を尊重し、まちを大切にしようとする思い」「情報活用力・メディアリテラシー」である。「立川市民科」の内容は、地域に根ざした探究的な学習であり、地域を知り、関わる中で、地域を大切にする思いを育み、世界を見つめ、新たな未来を拓いていく力を身に付けさせるとともに、多様な方々と力を合わせて「よりよい社会」づくりに主体的に参画しようとする市民性を育成する。

→②内容を削減する既存教科等について、削減の理由及び当該教科等で削減した内容を教育課程上どのように補完するのかを簡潔に記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

中学校第 1 学年から第 3 学年については総合的な学習の時間を 30 時間削減及び特別活動を 5 時間削減する。地域に根ざした探究的な学習等を通して、多様性を尊重し、世界の人々とも力を合わせ、「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民性を育む学習を行うことにより、削減する特別活動及び総合的な学習の時間の指導内容を補う。

☐ 英語による教育（いわゆるイマージョン教育）

☐ その他

5 地域や学校の特色と、その特色を活かして特別の教育課程を編成して教育を行う理由を記載してください。（必要に応じて行の高さを調整してください。）

本市では、家庭・地域・大学・事業所等との連携による開かれた学校教育を目指しており、この一環として平成27年度から、地域とのかかわりを大切にする探究的な学習「立川市民科」の取り組みを進めてきた。また、平成31年度からは、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域とともにある学校づくりを地域の方々とともに協働して進め、地域活性にも寄与しているところである。このような本市の地域特性を生かした、地域に根ざした探究的な学習をより深め、地域の思いを未来につなげる本市の教育の柱として持続可能な学びとするためには、特別な教育課程を編成して教育を展開する必要がある。

6 特別の教育課程を編成する際の各教科等の授業時数を別紙1－2の教育課程表に入力してください。

7 特別の教育課程を編成する学校の一覧を別紙2に入力してください。

8 以下①～⑦の各項目について、それぞれ要件を満たしていることを確認し、チェックを付してください。

(1) 各学校の同意

- ① ☒ 特別の教育課程を編成することについて、7の各学校の同意を得ている。

(2) 児童生徒の教育上適切な配慮

- ② ☒ 特別の教育課程について、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する各学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ③ ☒ 特別の教育課程において、学習指導要領において全ての児童生徒に履修させる内容として定められている事項が適切に取り扱われていることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ④ ☒ 特別の教育課程について、児童生徒の発達の段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ⑤ ☒ 特別の教育課程について、保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。
- ⑥ ☒ 特別の教育課程において、②～⑤までに記載するものの他、児童生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていることを、立川市教育委員会において確認済である。

(3) 実施要項記載事項の確認

- ⑦ ☒ 教育課程特例校制度実施要項に記載の事項について、7の各学校及び立川市教育委員会において確認済である。

9 教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況の報告等に関する以下①～④の各項目について、それぞれ確認し、チェックを付してください。

- ① ☒ 7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
- ② ☒ 7の各学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、①の評価の結果を踏まえた当該学校の児童生徒の保護者その他の学校関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い、毎年度その結果を公表する予定である。
- ③ ☒ 特別の教育課程の内容について、7の各学校のウェブサイト（学校のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表し、特別の教育課程が実施されている間公表を継続する予定である。
【令和4年4月30日までに公表し、令和4年5月31日までに文部科学省に報告すること。】
- ④ ☒ 立川市教育委員会は、教育課程特例校における特別の教育課程の実施状況を把握・検証し、毎年度、その結果を、当該管理機関等のウェブサイト（当該機関のウェブサイトが存在しない又は一時的に利用できないなどの特段の事情がある場合は、地域に広く公表することのできるその他の媒体）において公表するとともに、文部科学省に報告する予定である。

【様式１】別紙１－２ 教育課程表（中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程）

授業時数を変更する教科等について、黄色背景セルの値を修正してください。

学年（中学校及び中等教育学校）		第1学年	第2学年	第3学年
学年（義務教育学校）		第7学年	第8学年	第9学年
合計		1015 (1015) 0	1015 (1015) 0	1015 (1015) 0
各教科の授業時数	国語	140 (140) 0	140 (140) 0	105 (105) 0
	社会	105 (105) 0	105 (105) 0	140 (140) 0
	数学	140 (140) 0	105 (105) 0	140 (140) 0
	理科	105 (105) 0	140 (140) 0	140 (140) 0
	音楽	45 (45) 0	35 (35) 0	35 (35) 0
	美術	45 (45) 0	35 (35) 0	35 (35) 0
	保健体育	105 (105) 0	105 (105) 0	105 (105) 0
	技術・家庭	70 (70) 0	70 (70) 0	35 (35) 0
	外国語	140 (140) 0	140 (140) 0	140 (140) 0
特別の教科である道徳 の授業時数		35 (35) 0	35 (35) 0	35 (35) 0
総合的な学習の時間 の授業時数		20 (50) -30	40 (70) -30	40 (70) -30
特別活動の授業時数		30 (35) -5	30 (35) -5	30 (35) -5
立川市民科		35	35	35

上段…変更後の授業時数

中段…学校教育法施行規則に定める標準授業時数

下段…授業時数の増減

【エラーチェック】

別紙１－２にエラーはありませんが、誤りがないか再度確認してください。

←新設教科等を設けている場合、名称及び各学年の授業時数を記載してください。

←新設教科等を2つ以上設けている場合、名称及び各学年の授業時数を記載してください。

【様式 1】 別紙 2 特別の教育課程を編成する学校の一覧

- ・ 1行あたり1校ずつ入力してください。
- ・ 全て正式名称で入力してください。（例. ○○市立○○小学校、○○組合立○○中学校、○○村立○○小学校
○○分校、私立○○学園中等部、○○大学教育学部附属○○義務教育学校）

[illegible]

立川市民科 教育課程特例校申請内容について

次の内容について確認し、申請を行いたい。

1 学校及び申請内容

(1) 学校

市内小中学校 28 校

(2) 申請内容

小学校第 1 学年及び第 2 学年・・・生活科より 1 5 時間

小学校第 3 学年から第 6 学年・・・総合的な学習の時間より 3 0 時間

特別活動より 5 時間 合計 3 5 時間

中学校第 1 学年から第 3 学年・・・総合的な学習の時間より 3 0 時間

特別活動より 5 時間 合計 3 5 時間

2 特別の教育課程の概要

「よりよい社会」の実現に向け、主体的に考え、行動する市民を育成するために、小学校第 1 学年及び第 2 学年については生活科を 1 5 時間削減、小学校第 3 学年から第 6 学年については総合的な学習の時間を 3 0 時間削減及び特別活動を 5 時間削減、中学校第 1 学年から第 3 学年については総合的な学習の時間を 3 0 時間削減及び特別活動を 5 時間削減し、「立川市民科」を小学校第 1 学年及び第 2 学年では 1 5 時間、小学校第 3 学年から第 6 学年では 3 5 時間、中学校第 1 学年から第 3 学年では 3 5 時間創設する。

「立川市民科」において、児童・生徒が、保護者や地域の皆様方のご協力の下、地域に根ざした探究的な学習を通して、地域を知り、関わる中で、地域を大切にする思いを育み、世界を見つめ、新たな未来を拓いていく力を身に付けさせるとともに、多様な方々と力を合わせて「よりよい社会」づくりに主体的に参画しようとする市民性を育成する中で、削減する生活科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導内容を補う。

3 地域の特徴を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性

本市では、家庭・地域・大学・事業所等との連携による開かれた学校教育を目指しており、この一環として平成 2 7 年度から、地域とのかかわりを大切にする探究的な学習「立川市民科」の取り組みを進めてきた。また、平成 31 年度からは、市内全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域とともにある学校づくりを地域の方々とともに協働して進め、地域活性にも寄与しているところである。

このような本市の地域特性を生かした、地域に根ざした探究的な学習をより深め、地域の思いを未来につなげる本市の教育の柱として持続可能な学びとするためには、特別な教育課程を編成して教育を展開する必要がある。

4 指定の要件を満たしていることについて

(1) 法に規定する教育の目標との関係

学習指導要領等に照らして適切なものとなっている。

(2) 児童・生徒の教育上適切な配慮について

① 学習指導要領の取り扱いについて

特別な教育課程を編成しても、履修が必要な内容が適切に取り扱われている。

② 総授業時数の確保について

特別な教育課程を編成しても履修が必要な内容を指導するために必要な授業時数が確保されている。

③ 発達段階等への配慮

児童・生徒の発達段階に応じた学習となる配慮がなされている。

④ 保護者の経済的な負担

特別な教育課程の編成に伴う保護者の経済的な負担はない。

⑤ 転出入に対する配慮

転出入があった場合でも、必要な配慮が可能である。